

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月12日（火）、第5回の委員会が開かれました。

- 1 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）
消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（柚木道義君外7名提出、衆法第7号）
・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）東京大学名誉教授
東北大学名誉教授
青山学院大学客員教授 河上正二君
弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事 野々山宏君
一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局次長 三谷和央君
（質疑者）宮崎政久君（自民）、山田勝彦君（立民）、漆間譲司君（維新）、福重隆浩君（公明）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮崎政久君（自民）

消費者契約法の改正内容

- ア 従来の消費者法の枠組みを踏まえた本法律案の評価についての河上参考人の見解
- イ 消費者契約法の今後の検討の方向性についての河上参考人の見解
- ウ 消費者契約法の抜本的改正の方向性についての野々山参考人の見解
- エ 消費者団体が社会の中で果たすべき役割の方向性についての三谷参考人の見解

山田勝彦君（立民）

消費者契約法の改正内容

- ア 消費者契約法に期待される役割についての野々山参考人の見解
- イ 本法律案の評価についての野々山参考人の見解
- ウ つけ込み型勧誘に対する包括的な取消権の必要性についての各参考人の見解
- エ 消費者庁の答弁において取消権が機能するための要件として示されている、消費者にとっての使いやすさ、事業者の予見可能性及び要件の明確性についての野々山参考人の見解
- オ 本来あるべき消費者契約法の改正の在り方についての河上参考人及び野々山参考人の見解

漆間譲司君（維新）

- （1）消費者行政の課題及び問題点についての各参考人の見解
- （2）今後の消費者運動の展開の在り方についての三谷参考人の見解
- （3）地方消費者行政における国の支援の在り方についての三谷参考人の見解
- （4）成年年齢下げを踏まえた消費者教育の在り方についての各参考人の見解

福重隆浩君（公明）

- （1）消費者契約法のサルベージ条項に関する改正についての各参考人の評価

- (2) 消費者裁判手続特例法の改正部分についての各参考人の評価
- (3) 契約書面の電子化において消費者保護を適切に図るために必要な措置についての河上参考人の見解

田中健君（国民）

消費者契約法の改正内容

- ア 消費者の心理状態に着目した取消権の要件を明確化することの実現性についての各参考人の見解
- イ 解除権の行使に必要な情報提供の努力義務の実効性についての各参考人の見解
- ウ 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の在り方についての河上参考人の見解

本村伸子君（共産）

消費者契約法の改正内容

- ア 消費者の判断力に着目した取消権が本法律案に盛り込まれなかった理由として消費者庁が当該取消権には従来の取消権を超える側面があると説明していることについての各参考人の見解
- イ 日本の消費者保護法制が諸外国と比べ消費者の権利保障という点で遅れている原因についての各参考人の見解
- ウ 消費者契約に関する検討会（以下「検討会」という。）での審議内容が法案として結実するのに不十分だったのか否かについての野々山参考人及び三谷参考人の見解
- エ 検討会の報告書では困惑類型の脱法防止規定に関して幅のある取りまとめがなされていると政府が答弁していることについての野々山参考人及び三谷参考人の見解